

令和 8 年 5 月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和 8 年 5 月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和 8 年 5 月 2 7 日（水） 午後 3 時 3 0 分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎 4 階 教育会議室 1
日 程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 付議事件 議案第 9 号 新潟市文化財の指定について・・・・・・・・・・ 1 議案第 1 0 号 第 2 8 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について・・・・・・・・・・ 9 議案第 1 1 号 白南地域の小学校の統合について・・・・・・・・ 1 3 議案第 1 2 号 令和 8 年 6 月議会定例会の議案について・・・・ 1 9 第 3 報告 ・ 令和 7 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の概要について・・・・・・・・・・ 1 ・ 令和 9 年度新潟市立学校管理職選考検査について・・・・・・ 当日配付 ・ 令和 9 年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）・・・・・・・・・・ 3 ・ 部活動等校外活動における移動の安全確保について・・・・・・ 7 ・ 坂井輪中学校改築基本設計について・・・・・・・・・・ 9 ・ 新潟市教科用図書審議委員の委嘱について・・・・・・・・・・ 当日配付 ・ いじめ重大事態（教育委員会調査）について・・・・・・ 当日配付 第 4 次回日程 6 月定例会 令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 3 時 3 0 分 第 5 閉会

付議事件

議案第 9 号

新潟市文化財の指定について

新潟市文化財の指定について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

新潟市文化財指定について

新潟市文化財保護条例（昭和 4 7 年条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、以下の物件を新潟市文化財に指定する。

なお、議決の日をもって指定の日とする。

新潟市文化財指定物件

（１）種別及び名称

種別	有形文化財（絵画）
名称	行田魁庵作 中原家住宅主屋襖絵及び欄間

（２）員数

2 0 面（襖絵 1 6 面、欄間 4 面）

（３）所在の場所

新潟市西区赤塚 4 3 8 6 番地

(写)

令和 8 年 5 月 1 1 日

新潟市教育委員会 様

新潟市文化財保護審議会
会 長 坂 井 秀 弥



新潟市文化財指定について（答申）

令和 8 年 5 月 1 1 日付新歴 A 第 1 0 号で諮問されました下記物件について、慎重に協議した結果、新潟市文化財に指定することが適当であると認められましたので、意見を附して答申いたします。

記

- (1) 種別及び名称 有形文化財（絵画）
行田魁庵筆・図案 中原家住宅主屋襖絵及び欄間
- (2) 員数 2 0 面（襖絵 1 6 面、欄間 4 面）
- (3) 管理者の氏名 
- (4) 所在の場所 新潟市西区赤塚 4 3 8 6 番地
- (5) 附帯意見
名称については「行田魁庵作 中原家住宅主屋襖絵及び欄間」とするのがふさわしい。

以上

新潟市文化財指定候補物件

新潟市教育委員会

目次

- 1 新潟市文化財指定候補物件総括表
- 2 物件の価値について
- 3 指定のスケジュール

1 新潟市文化財指定候補物件総括表

(1) 種別	有形文化財（絵画）
(2) 名称（ふりがな）	行田魁庵作 中原家住宅主屋襖絵及び欄間 （なめたかいあんさく なかはらけじゅうたくおもやふ すまえおよびらんま）
(3) 員数	20 面（襖絵 16 面、欄間 4 面）
(4) 所在の場所	西区赤塚 4386 番地
(5) 品質、形状、寸法及び材質	三の間（鶴の間） 襖絵 8 面 寸法：各 169.1×105.6 cm 行田魁庵 群鶴図 紙本墨画淡彩 印のみ 白文方印「行田隆印」、朱文方印「魁庵」 欄間 2 面 寸法：各 45.0×200.5 cm 行田魁庵 群鶴飛翔図 木・透彫り 魁庵 「隆」（署名、印とも透彫り） 二の間（富士の間） 襖絵 8 面 寸法：各 169.1×105.6 cm 行田魁庵 富士海浜図 紙本墨画淡彩 印のみ 白文方印「行田隆印」、朱文方印「魁庵」 上段の間 欄間 2 面 寸法：各 43.5×203.5 cm 行田魁庵 蝶に小禽図 木・透彫り 魁庵 「正隆」（署名、印とも透彫り）
(6) 制作年代	万延元（1860）年頃
(7) 作者	行田魁庵
(8) 指定基準	新潟市文化財指定（認定）基準 「第 1 有形文化財 2 絵画，彫刻 (1) 各時代の遺品のうち制作優秀で文化史上貴重なものに該当

2 物件の価値について

指定理由

中原家住宅主屋における、江戸後期から明治初期にかけて新潟を拠点に活動した画家行田魁庵が描いた襖絵及び魁庵の描いた下絵を彫り出した欄間。

中原家住宅のある赤塚は江戸時代に北国街道の宿場であり、富農であった中原家の住宅は大名の本陣に当てられた。現在の中原家住宅主屋は万延元（1860）年建築の建物で、明治 11（1878）年の明治天皇北陸巡幸の行在所に当てられた。

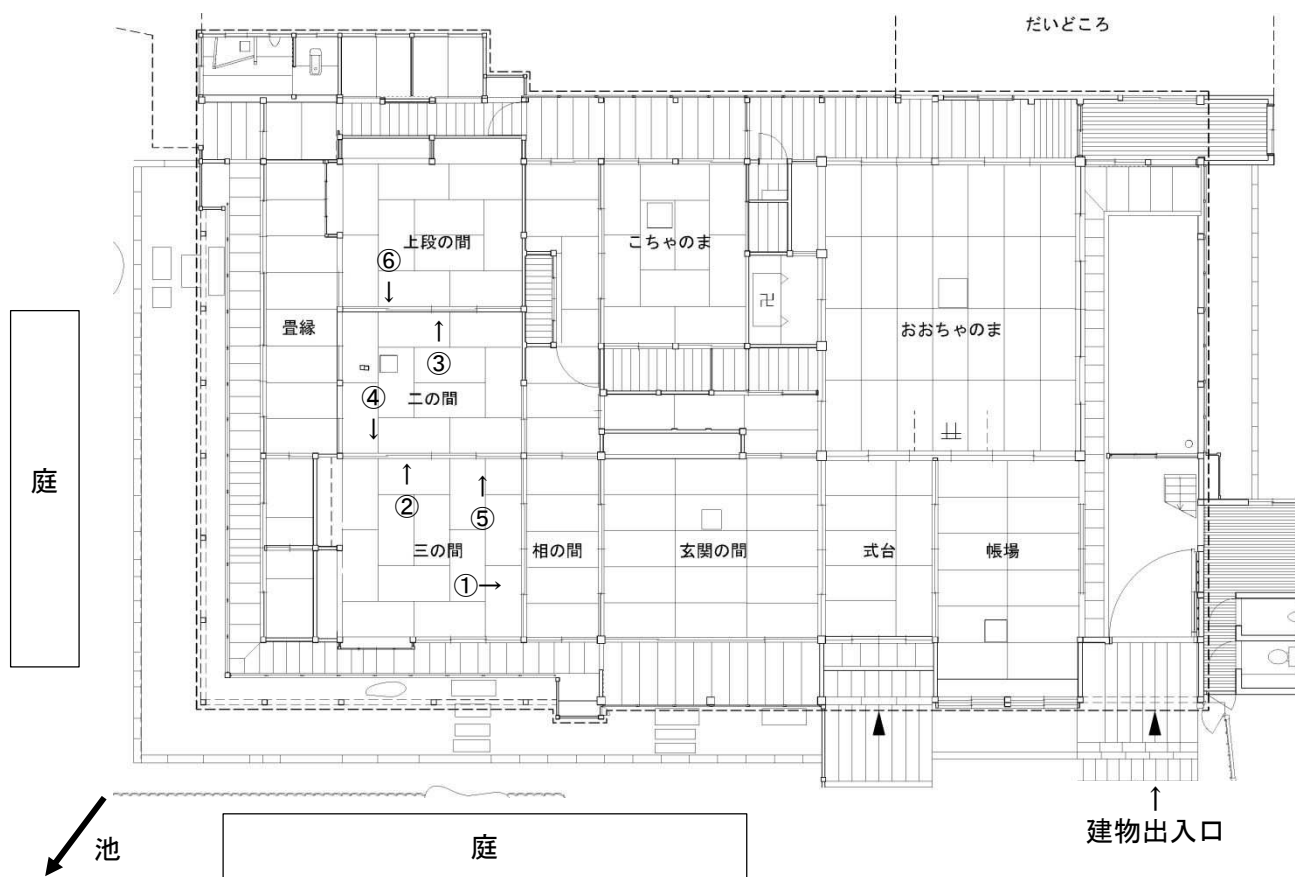
主屋にある座敷は前庭側から、三の間（「鶴の間」十二畳）、二の間（「富士の間」十畳）、上段の間（十畳）といわれ、これらの座敷の襖、欄間を行田魁庵が手がけている。襖絵と欄間を座敷と一体のものとして構想し、三の間から上段の間に向かって、各間に応じた画題で構成している。

行田魁庵が、座敷の襖、欄間全体を任されて描く例は他になく、また襖絵は、本陣の書院座敷として画題を雄大に展開させ、魁庵の技量と芸術性が存分に楽しめる。建築当時の建物とあわせて、往時の様子を想像することができることから、新潟市文化財に指定し保護するにふさわしい価値を有すると判断される。

3 指定のスケジュール

- 令和 8 年 4 月 20 日 4 月教育委員会定例会で諮問確認
- 同年 5 月 11 日 文化財保護審議会で指定の答申
- 同年 5 月 27 日 5 月教育委員会定例会で指定議案審議
- 議決の場合 指定の告示、所有者通知、報道発表

位置図



写真



①三の間 襖絵 群鶴図（飛鶴）



②三の間 襖絵 群鶴図（池畔の群鶴）



③二の間 襖絵 富士海浜図（富士図）



④二の間 襖絵 富士海浜図（海浜図）



⑤三の間 欄間 群鶴飛翔図（左面）



⑤三の間 欄間 群鶴飛翔図（右面）



⑥上段の間 欄間 蝶に小禽図（左面）



⑥上段の間 欄間 蝶に小禽図（右面）

議案第 10 号

第 28 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

第 28 期新潟市文化財保護審議会委員を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

第 28 期新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

委嘱するもの

別紙名簿のとおり

第28期 新潟市文化財保護審議会委員の委嘱について

任期 令和 8年6月 1日から
令和10年5月31日まで
令和 8年5月27日現在

氏名	所属・職名等	専門分野等
あさくら ゆうこ 浅倉 有子	上越教育大学大学院学校教育研究科 国際交流推進センター特任教授	有形文化財 (歴史資料〔近世史〕)
いの よしひろ 伊野 義博	新潟大学名誉教授	無形民俗文化財
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財(建造物)
さかい ひでや 坂井 秀弥	奈良大学名誉教授 新潟市歴史博物館館長	記念物(史跡) 有形文化財(考古資料)
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部教授	有形文化財 (歴史資料〔近現代史〕)
はたの のぞみ 葉田野 希	新潟大学理学部准教授	記念物(地質鉱物)
ふじた ひろひこ 藤田 裕彦	元新潟県立万代島美術館館長 新潟県立万代島美術館専門学芸員	有形文化財 (絵画、美術工芸品)
まつおか せいいち 松岡 誠一	仏像文化財修復工房代表	有形文化財 (彫刻、文化財保存修復)
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物(植物)
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物(名勝)
やまだ ゆうき 山田 祐紀	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財

第 27 期 新潟市文化財保護審議会委員名簿

任期 令和 6 年 6 月 1 日から
令和 8 年 5 月 31 日まで
令和 8 年 4 月 1 日現在

氏名	所属・職名等	専門分野等	委員年数
あさくら ゆうこ 浅倉 有子	上越教育大学大学院教育研究科 国際交流推進センター特任教授	有形文化財 (歴史資料〔近世史〕)	6 年
いの よしひろ 伊野 義博	新潟大学名誉教授	無形民俗文化財	2 年
いわた たかこ 岩田 多佳子	一般社団法人安吾顕彰会理事	有形文化財 (絵画、美術工芸品)	18 年
かがや まり 加賀谷 真梨	上智大学文学部准教授	有形・無形民俗文化財	10 年
くりた ひろし 栗田 裕司	元新潟大学理学部准教授	記念物 (地質鉱物)	12 年
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財 (建造物)	10 年
さかい ひでや 坂井 秀弥	奈良大学名誉教授 新潟市歴史博物館館長	記念物 (史跡) 有形文化財 (考古資料)	6 年
なかむら もと 中村 元	新潟大学人文学部教授	有形文化財 (歴史資料〔近現代史〕)	8 年
まつおか せいいち 松岡 誠一	仏像文化財修復工房代表	有形文化財 (彫刻、文化財保存修復)	2 年
もりた たつよし 森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物 (植物)	14 年
やまざき まさこ 山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物 (名勝)	10 年

議案第 11 号

白南地域の小学校の統合について

白南地域にある新飯田小学校と茨曽根小学校と庄瀬小学校の統合を、次のとおりとしたため議決を求める。

令和 8 年 5 月 27 日提出

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

白南地域の小学校の統合について

白南地域にある新飯田小学校と茨曽根小学校と庄瀬小学校を下記のとおり統合するものとする。

記

- 1 新飯田小学校、茨曽根小学校、庄瀬小学校を閉校し、新たな小学校を開校する。
- 2 新たな小学校は、白南中学校の余裕教室等を活用し、白南中学校校舎内に開設する。
- 3 統合の時期は令和 12 年 4 月とする。



新潟市教育委員会

教育長 夏目 久義 様

白南地域の小学校の統合についての要望書

令和 8 年 5 月 12 日

新飯田コミュニティ協議会
コミュニティ茨曾根
庄瀬地域コミュニティ協議会

新緑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、全国的に少子化が進展している中、白南地域においても年々児童生徒数が減少し、白南地域にある3小学校（新飯田小学校、茨曾根小学校、庄瀬小学校）は小規模校となっており、今後も更なる小規模化が懸念されております。

そこで、令和3年度から地域のこどもたちのより良い教育環境について協議し、令和6年度には、白南地域が一丸となり「選ばれる」地域づくりを目指し、小学校のあり方を主とした「白南未来図検討会」を立ち上げ、地域や自治会、PTAや未就学児保護者を代表する方々から検討委員として参加していただき、協議を重ねて参りました。

この検討会において、新飯田小学校、茨曾根小学校、庄瀬小学校を1つに統合し白南中学校との小中一貫教育を進めることにより、白南地域の未来を担うこどもたちのより良い教育環境の実現を目指すとする方向性がまとまり、新飯田コミュニティ協議会、コミュニティ茨曾根、庄瀬地域コミュニティ協議会としても、白南地域の総意を踏まえ、要望をまとめましたので、その趣旨をご理解いただき、実現に努めていただきたくお願いいたします。

要 望 事 項

- 1 白南地域のこどもたちの教育環境が長期的な視点で充実するよう、新飯田小学校、茨曾根小学校及び庄瀬小学校を閉校し、令和12年4月1日を目途に、新しい小学校を開校すること。
- 2 統合にあたっては、白南中学校との9年間を見通した一貫した教育活動と学校運営が可能となる環境を確保し、児童生徒が継続的な学びを享受できるよう整備を進めること。また、学校間の連携を綿密に図りながら交流活動や教職員人事を計画的に行うなど、円滑な統合に向けて児童生徒への十分な配慮と支援を行うこと。
- 3 統合後の学校施設については、異学年交流の場を充実させ、地域と連携した教育活動が可能となる環境を整備すること。また、小中学校の教職員が連携しやすい環境を確保すること。
- 4 放課後児童クラブや児童館機能など、地域のこどもたちを支える取組を生かした活動拠点を設置すること。また、地域総がかりでこどもたちの教育を支えられる環境を整えること。

- 5 統合によって通学距離が長くなる児童の安全確保を目的としてスクールバスを運行すること。また、スクールバスの運行方法や経路などの詳細については、保護者や学校を含めて協議し、各小学校の児童に対する衡平性に配慮して統合までに決定すること。
- 6 統合後のこどもたちの学びを保障するため、教育課程において重要となる地域学習を進める際には、移動手段としてのスクールバスを活用できるよう配慮すること。
- 7 統合によって、保護者に新たな経済的負担が生じないように配慮すること。
- 8 統合により使用されなくなる学校施設や敷地については、地域の要望や実状を踏まえ、公共施設や避難所としての機能を確保するなど、地域と市当局が協議しながら有効活用を進めること。

また、白南地域においては、少子化・核家族化・保護者の就労形態の多様化等を背景に、子育てを取り巻く環境の改善が喫緊の課題となっていることから、当コミュニティ協議会では、地域と学校が一体となつてこどもを育む体制の構築を図ることを目指し、白南地域の将来を担うこどものため、今後も地域の教育問題に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、新潟市及び新潟市教育委員会の積極的なご支援をお願いいたします。

新飯田コミュニティ協議会

会長 斎藤 栄樹

コミュニティ茨曾根

会長 井上 吉一

庄瀬地域コミュニティ協議会

会長 田中 美智郎





報 告

令和 7 年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握（調査）」の結果

学校人事課

1 実態把握の結果

「体罰案件」と「不適切な言動案件」のうち、教育委員会が懲戒処分及び訓戒として対処した件数は以下のとおりであった。

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校 中等教育学校	計
体罰案件	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
不適切な 言動案件	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)

＊（ ）内の数は、令和 6 年度調査における数。

＊不適切な言動 1 件については訓戒として対処した。

2 調査対象者

新潟市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及び中等教育学校の児童生徒、保護者及び教職員

3 調査対象期間

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

4 調査内容

「体罰」と「不適切な言動」の定義を以下のように定め、これらを「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかについて調査を行った。

「体罰」とは

児童生徒に対して、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害行為を行ったり、長時間の正座や直立姿勢を保持させたりするなどの肉体的な苦痛を伴う行為を強制すること。

「不適切な言動」とは

児童生徒に対して、人格を否定するような発言をしたり、暴言や怒鳴り声を浴びせて威圧したり、身体や容姿をからかったりするなどの精神的な苦痛を感じさせること。（「相談したにもかかわらず対応してもらえなかった」こともこれに該当する。）

5 事実関係の把握と該当性の判断

「体罰」と「不適切な言動」を「受けた」「見た」「行った」と記載された回答について、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行った。教育委員会が事実関係を把握した上で「体罰」と「不適切な言動」に該当するかどうかを判断した。

6 未然防止に向けた今後の取組について

各校園に、教職員の人権意識を高める指導の徹底を指示する。研修資料を活用し、「体罰」や「不適切な言動」が起きた背景や要因及び未然防止に向けた具体的な方策を教職員同士で検討する場をつくるよう各校園に働きかける。教職員が事案を自分事として捉え、自分や同僚が児童生徒に「体罰」や「不適切な言動」をしていないか、再認識できる研修を実施することで、「体罰」や「不適切な言動」を許さない、見逃さないという意識の高揚と職場風土の醸成を図る。

令和9年度新潟市立学校管理職選考検査について

I 校長選考

採用予定数	30人程度（昨年度26人採用）
受検資格	① 新潟市学校園の教頭として3年以上の勤務経験のある人 ② 原則として58歳以下の人
日程	5月18日(月) 通知 8月1日(土) 第1次選考検査 13:30～15:30 内容：論文 10月中旬 第2次選考検査 内容：面接①（人物） 面接②（学校経営、人事管理・育成） 3月上旬 結果通知（内示）

II 教頭等選考

採用予定数	40人程度（昨年度33人採用）
受検資格	① 新潟市立学校に現に勤務している人、又は新潟市教育委員会がこれに準ずると認めた人 ② 教頭（主幹教諭との併願も含む）：年齢が39歳以上の人 主幹教諭のみ：年齢が37歳以上の人 ③ 中堅教諭等資質向上研修（12年経験者研修を含む）を修了した人（令和8年度末修了見込みを含む）、又は中堅教員研修を修了した人 ④ 下記のア～クのいずれかに該当する人 ア 政令市移行後、市外勤務1回（3年以上）の勤務経験のある人 イ 平成27年度末28年度初までの新潟市立学校人事異動方針に基づき、採用6年経過後、B地域1回、C又はD地域1回の勤務経験のある人 ウ 教務主任、研究主任、生活指導主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任（学年2学級以上）、保健主事、学部主事または寮務主任を2年以上経験のある人 エ 教職大学院を修了した人、もしくは修了見込みの人 オ 新潟市採用主幹教諭 カ 新潟市マイスター養成塾修了者 キ 6学級以上の学校で、特別支援教育コーディネーターを2年以上経験した人 ク 新潟市教育委員会が認めた人
日程	5月18日(月) 通知 8月1日(土) 第1次選考検査 9:30～12:00 内容：筆記検査（新潟市教育振興基本計画、法令、教育の動向等）、論文 11月上旬 第2次選考検査 内容：面接①（人物） 面接②（学校教育の管理・運営、教職員の育成） 3月上旬 結果通知（内示）

※ 受検資格の①、②についてはいずれかを満たすこととする。

※ 主幹教諭選考を併せて行う。なお、主幹教諭のみ受検の場合は、受検資格から④を除く。

新潟市立学校の管理職を目指してみませんか？

—— あなたの経験と想いが、子どもたちの未来を創ります ——

子どもたちの成長と
教職員の笑顔を支える



教職員の力を結集し、新潟市の未来を創る
学校をリードします。

管理職を目指す皆様への
メッセージ(動画)

こちらからご覧ください



「しなやかに世界と
未来を創る人」を育てる

大切な新潟市の子どもたち一人一人の未来の
ために、あなたのキャリアを生かします。

教頭選考の受検資格(抜粋)

基本的な応募要件



新潟市立学校に勤務する39歳以上



中堅研を修了した
教諭・養護教諭・栄養教諭



主任等の経験(いずれか2年以上)



①教務、研究、生活指導、進路指導、
学年(2学級以上)等の各主任



②特別支援教育コーディネーター



③教職大学院修了(見込みを含む)、
マイスター養成塾修了

初めて受検を考えている方で、不安なことや
お聞きになりたいことがある場合はこちらへ

☎ 025-226-3241

✉ gakkoinji@city.nigata.lg.jp

CHECK!

選考検査実施要項や各種様式は、

新潟市ホームページ→子育て・教育→学校教育→教職員向け情報→管理職選考検査提出書類様式

からご確認ください。

申込書受付期間： 6月15日(月)～6月29日(月)

令和8年6月4日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会
教育長 夏目 久義

令和9年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

令和9年度使用教科用図書に関する資料の作成について

2 諮問理由

令和9年度使用教科書の採択について、一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

採択基準について

下記に基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設 置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会 各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行う。

附 則

この要綱は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

新教支第222号
新教人第120号
令和8年5月8日

市立学校園長様

学校支援課長
学校人事課長

部活動等 校外活動における移動の安全確保について（通知）

一昨日、高等学校の部活動の遠征中に、生徒が乗車したマイクロバスがガードレールに衝突するなどし、高校生が尊い命を亡くしたり、怪我を負ったりするなどの痛ましい事故が発生しました。

様々な教育活動において、標記の件について、下記の事項を留意の上、適切に対応してください。また、教職員が普段から自動車を運転する際にも、健康状態を考慮し法規を遵守するよう、合わせてご指導ください。

記

安全確保について

(1) 業者を利用する場合の確認体制

貸切バス事業者を利用する場合には、顧問や担当のみの判断に委ねることなく、保険の適用なども含め、契約内容が適切な運行状態となっているかなどについて管理職を含め組織的に確認する。また、高等学校・中等教育学校後期課程の部活動において大型自動車を使用する際も同様とする。

(2) 教職員の同乗

貸切バス事業者や大型自動車等を利用する場合には、教職員が同乗し、シートベルト着用の徹底や園児児童生徒の管理等をおこない、事故や災害時に対応できる体制を整える。

(3) 緊急連絡体制の確認

事故発生等の緊急時における連絡体制及び対応方法について、事前に保護者等含め、関係者間で共有する。

担当

学校支援課 課長補佐 片山 敏郎 226-3261
学校人事課 課長補佐 倉澤 秀典 226-3234

令和8年5月12日

新潟市地域クラブ活動団体リスト
掲載地域クラブ代表者 様

新潟市教育委員会
学校支援課長

大会等の参加における移動の安全確保について（注意喚起）

日頃より地域クラブ活動の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

先週、高等学校の部活動の遠征中に、生徒が乗車したマイクロバスがガードレールに衝突するなどし、高校生が尊い命を亡くし、多数の生徒が怪我を負うなどの痛ましい事故が発生しました。

つきましては、地域クラブ活動において、このような事故を防ぐため、下記の事項に留意いただき、運用してください。

記

1 業者を利用する場合の確認体制

貸切バス事業者を利用する場合には、一人の指導者等に委ねることなく、保険の適用なども含め、契約内容が適切な運行状態となっているかなどについて複数の関係者で確認する。

2 引率計画の作成等

大会等に参加する際は、移動手段や利用する交通機関等を含め、引率計画を作成し、保護者に事前に配布するなど周知する。必要に応じて詳細を説明し、参加の応諾を得る。

3 クラブ関係者等の同乗

貸切バス事業者や大型自動車等を利用する場合には、クラブ関係者や保護者等が同乗し、シートベルト着用の徹底や児童生徒の管理等をおこない、事故や災害時に対応できる体制を整える。

4 緊急連絡体制の確認

事故発生等の緊急時における連絡体制及び対応方法について、事前に保護者等含め、関係者間で共有する。

担 当

新潟市教育委員会 学校支援課

地域クラブ活動推進室 室長 八木 謙一

電話 025-226-3221